

成田市介護保険料算定フローチャート（第1号被保険者・令和3年度～令和5年度）

介護保険料額決定フローチャートスタート

あなたは、生活保護を受給していますか？  
または、老齢福祉年金受給者であり、かつ市町村民税世帯非課税者ですか？

はい  
いいえ

あなたは市民税が課税されていますか？

はい

あなたの合計所得金額は次のどれですか？

- ① 120万円未満
- ② 120万円以上、150万円未満
- ③ 150万円以上、190万円未満
- ④ 190万円以上、290万円未満
- ⑤ 290万円以上、380万円未満
- ⑥ 380万円以上、570万円未満
- ⑦ 570万円以上、760万円未満
- ⑧ 760万円以上、1,000万円未満
- ⑨ 1,000万円以上、1,500万円未満
- ⑩ 1,500万円以上、2,000万円未満
- ⑪ 2,000万円以上

いいえ  
世帯員の中に市民税が課税されている人はいますか？

いいえ  
はい

あなたの課税年金収入額と合計所得金額の合計額は80万円以下ですか？

はい  
いいえ

あなたの課税年金収入額と合計所得金額の合計額は、80万円以下ですか？

はい  
いいえ

あなたの課税年金収入額と合計所得金額の合計額は、120万円以下ですか？

はい  
いいえ

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階
17,200円	23,000円	40,300円	51,800円	57,600円	63,300円	69,100円	74,800円	86,400円	92,100円	97,900円	103,600円	115,200円	126,700円	138,200円	149,700円

世帯構成員全員が、市民税非課税

本人が、市民税非課税者

本人が、市民税課税者

※課税年金収入額とは、老齢退職年金等の課税対象となる年金収入額であり、遺族年金・障害年金等の非課税年金は含みません。

※合計所得金額とは、収入金額から公的年金等控除・給与所得控除・必要経費などを控除した金額（所得金額）の合計額のことをいい、扶養控除や医療費控除などの所得控除や繰越控除を控除する前の金額をいいます。総合所得及び株式にかかる譲渡所得等については、繰越控除前の金額をいうものです。

※市町村民税非課税の方については、合計所得金額から年金収入に係る所得金額を差し引いて算定します。さらに、給与所得金額から10万円を差し引いた金額（差引額がマイナスの場合は0円とする）を給与所得金額であるとして合計所得金額を算出します（ただし、給与収入と年金収入の双方を有することにより適用される所得金額調整控除がある場合は、控除前の金額から10万円を差し引きます）。

※市町村民税課税の方については、給与所得金額と年金収入に係る所得金額の合計額から10万円差し引いた金額（差引額がマイナスの場合は0円とする）を当該合計額であるとして合計所得金額を算出します。

※全対象者について、合計所得金額から長期（短期）譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。